

○給与所得者に対する注意事項①

◎平成 28 年から次の改正があります。ご注意ください！

○ 社会保障・税番号制度《マイナンバー制度》が始まりました



① マイナンバー（個人番号）の概要

マイナンバー（個人番号）は、12桁の番号で、住民票を有する方（住民票がある外国人を含みます。）に、市区町村から平成 27 年 10 月以降、通知カードにより通知されています。

通知カード

通知カードとは、マイナンバー（個人番号）を通知するために、市区町村から送付されるカードで、本人の氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）が記載されます。



マイナンバーカード

マイナンバーカードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けるカードです。マイナンバーカードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）等が記載され、本人の写真が表示されます。



② 扶養控除等（異動）申告書への番号記載

平成 28 年 1 月 1 日以後に給与支払者に提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」には、給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）を記載する必要があります。

（注） 1 一定の要件の下で、申告書にマイナンバー（個人番号）を記載しなくても良い場合があります（詳しくは給与支払者に確認してください。）。

2 「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」を提出する場合も上記と同様の扱いとなります。

③ マイナンバー（個人番号）の本人確認

扶養控除等（異動）申告書に記載したマイナンバー（個人番号）のうち、給与所得者本人のマイナンバー（個人番号）については給与支払者が本人確認（番号確認＋身元確認）をする必要がありますので、給与支払者に対して、通知カード又はマイナンバーカードを提示する必要があります^{（注）}。

なお、扶養控除等（異動）申告書に記載した控除対象配偶者や控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）は、給与所得者本人が本人確認をすることになっていますので、給与支払者には、これらの親族の通知カード等を提示する必要はありません。

（注） 通知カードを提示する場合には、別途、身元確認のできるもの（例：運転免許証など）の提示も必要になりますが、雇用契約成立時に本人であることの確認を受けている従業員の方は、対面による確認を受けることにより、身元確認のできるものを提示する必要はありません。

○ 国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

平成 28 年 1 月以後に支払を受けるべき給与等について、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を給与支払者に提示又は提出しなければなりません。

① 親族関係書類

次のいずれかの書類で、あなたの親族であることを証明するものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

イ 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券（パスポート）の写し

ロ 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載のあるもの）

② 送金関係書類

次の書類で、扶養控除等の適用を受けようとする年に、その親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）。

イ 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により、その親族への支払が明らかになるもの

ロ いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、その親族がクレジットカードを利用して商品等を購入することにより、その代金をあなたから受領したことが明らかになるもの